

岡東浄化センターほか運転管理業務委託

特記仕様書

令和3年度

岡山市 下水道河川局 下水道施設部 下水道施設管理課

目 次

第1章 総則

第1条	目 的	1
第2条	業務の範囲及び履行場所	1
第3条	業務の期間	1
第4条	業務内容	1
第5条	関係法令の遵守	2
第6条	運転業務等	2
第7条	業務時間	2
第8条	非常時の対応	2
第9条	引継および定例会	3
第10条	勤務者の配置	3
第11条	有資格者の選任	3

第2章 業務要領

第12条	業務予定表等	5
第13条	機器の点検整備結果	5
第14条	業務従事者の研修	5
第15条	作業内容の変更	5
第16条	施設への立入禁止	5
第17条	修理・造作	5
第18条	運転記録等	5
第19条	安全・衛生の確保	6
第20条	火災の防止	6
第21条	盗難・事故の防止等	6
第22条	門扉の管理	6
第23条	照明等の管理	6
第24条	業務完了後新たな受託者に引継ぐ場合	6

第3章 その他

第25条	事務室等の使用	7
第26条	完成図書・工具の貸与・備品の整理	7
第27条	事務用品等	7
第28条	従業員の服装等	7
第29条	受託者の負担経費	7
第30条	雑則	8
第31条	規律維持	8
第32条	疑義等	8
第33条	喫煙	8
第34条	その他関係業務への協力	8

第4章 特記事項

第35条 業務詳細内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第5章 施設概要

第36条 岡東浄化センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第37条 吉井川浄化センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第38条 中原浄化センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第39条 岡東浄化センターポンプ場・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第40条 平井排水センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第41条 平井ポンプ場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第42条 金岡ポンプ場（雨水）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第43条 金岡ポンプ場（汚水）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第44条 倉富ポンプ場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第45条 政津ポンプ場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第46条 兼基ポンプ場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第47条 桑野ポンプ場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第48条 瀬戸雨水ポンプ場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第49条 上道ポンプ場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 本仕様書は、岡東浄化センター、吉井川浄化センター、中原浄化センター、岡東浄化センターポンプ場、平井排水センター、金岡ポンプ場、倉富ポンプ場、政津ポンプ場、兼基ポンプ場、桑野ポンプ場、瀬戸雨水ポンプ場、上道ポンプ場（以下「浄化センター等」という）での下水処理等（雨水排水含）を適切に行うことを目的とした運転業務（以下「業務」という）の実施について必要な事項を定める。
- 2 受託者は、浄化センター等の機能を十分達成できるよう契約書、仕様書、下水道施設設計指針及び解説、下水道維持管理指針、その他関係書類に基づき能率的、経済的に業務を履行しなければならない。
- 3 受託者は、本市が定める保守点検表及び（社）河川ポンプ施設技術協会発行「ポンプ施設の建設と管理」によって点検整備及びポンプ運転を実施するほか、下水道維持管理指針等の文献を十分に活用すること。

(業務の範囲及び履行場所)

第 2 条 本業務の範囲は、特記仕様書に掲げる施設の範囲とし、履行場所は原則として下記及び下記近隣関連施設所在地先とする。

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 岡東浄化センター | 岡山市東区升田 6 1 4 - 1 1 |
| (2) 吉井川浄化センター | 岡山市東区西大寺新地 3 7 6 |
| (3) 中原浄化センター | 岡山市中区祇園 8 6 5 |
| (4) 岡東浄化センターポンプ場 | 岡山市東区升田 6 1 4 - 1 1 |
| (5) 平井排水センター（雨水、汚水） | 岡山市中区平井 5 - 1 - 4 9 |
| (6) 金岡ポンプ場（雨水、汚水） | 岡山市東区金岡東町 1 - 4 - 3 1 |
| (7) 倉富ポンプ場（汚水） | 岡山市中区倉富 3 8 3 - 1 4 |
| (8) 政津ポンプ場（汚水） | 岡山市東区政津 5 6 6 - 2 |
| (9) 兼基ポンプ場（雨水） | 岡山市中区兼基 3 3 7 - 3 |
| (10) 桑野ポンプ場（汚水） | 岡山市中区桑野 7 2 0 - 3 |
| (11) 瀬戸雨水ポンプ場 | 岡山市東区瀬戸町下 1 3 8 |
| (12) 上道ポンプ場（汚水） | 岡山市東区竹原 1 7 6 2 - 3 |

ただし、平井排水センターと金岡ポンプ場は、雨水ポンプ場に汚水中継ポンプ場を含んだものである。

(業務の期間)

第 3 条 本業務の契約期間は次のとおりとする。

令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 4 年 3 月 3 1 日

(業務内容)

第 4 条 本業務の内容は次のとおりとし、業務内容の詳細は第 3 5 条による。

- (1) 運転操作監視業務（夜間・昼間）
- (2) 維持管理及び保守点検業務
- (3) 汚泥処理施設運転操作業務
- (4) 水質分析業務

(関係法令の遵守)

第5条 受託者は、業務実施にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。また、その適用及び運用は、受託者の責任において適切に行う。関係法令等の一例として、下水道法、水質汚濁防止法、毒物及び劇物取締法、酸素欠乏症等防止規則、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、電気事業法、エネルギーの使用の合理化に関する法律及びそのほか関係法令（以下「関係法令等」という）を遵守しなければならない。

2 適用を受ける関係法令・規格等は改定等があった場合は最新のものとする。

(運転業務等)

第6条 浄化センター等の運転業務は、次の各項により行わなければならない。

- (1) 各ポンプ場の運転は、本市が定める水位基準(別紙ポンプ場運転水位基準に記載)を参照して運転すること。
- (2) 浄化センターの処理水質は、関係法令等に定める基準及び本市が定める基準(別紙)水質基準及び目標値を参照)に適合するよう運転管理に最善を尽くすこと。
- (3) 機器の運転操作は、本市が貸与する所定の機器取扱説明書・操作説明書・関係図書等に基づいて行うこと。
- (4) 浄化センター等の保守・点検等とは、施設の巡視点検・整備・軽微な修理・塗装及び清掃等を言い、常に良好な状況保持に努めること。
- (5) 緊急事態の発生に際しては、受託者の成し得る最善策を講じた後、直ちに監督員又は本市係員(以下監督員等という。)に連絡し、その指示に従うこと。
- (6) 施設設備故障発生時、降雨等の緊急時においては、迅速に適切な体制(おおむね1時間以内に参集)がとれるようにすること。
- (7) 疑義のある場合は、監督員等と協議し、その指示に従うこと。

(業務時間)

第7条 第4条に掲げる業務内容(1)及び(2)は毎日とし、(3)については日曜日及び12月31日から1月2日(3日間)を除く毎日、また(4)については令和3年7月1日以降の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く月曜日から金曜日とするが、受託者の業務従事者勤務時間体制は、本市職員の勤務時間を勘案し、受託者が決定する。ただし、業務時間について変更があった場合には契約変更を行うものとする。

(非常時の対応)

第8条 受託者は、集中豪雨・雷・台風・火災・停電・重大事故等の緊急事態発生に備え、従業員を非常招集できる体制を確立しておくこと。

- 2 緊急事態が発生したときは、ただちに業務に支障のないように適切な措置を講じるとともに、監督員等に通報すること。
- 3 大雨、台風など予測される場合や異常事態発生時には次の各号について適切に対応し、その結果を事後、監督員等に書面をもって提出すること。
 - (1) 予め人員を所定の浄化センター等に配置し流入水量増加に備え、体制を整えること。
 - (2) 浄化センター等では流入ゲート、自動除塵機、ポンプ等の運転操作や監視を適時適切に実施すること。その他、主機や補機類の点検を行い安定した運転が継続されるよう機器の点検を怠らないこと。

- (3) 浄化センター等で異常が発生したときには、監視室または監督員等に連絡し、指示を受けて適切に対応すること。但し、現場で応急対応可能な異常は現場で対処し、その結果を監視室または監督員等に報告すること。
 - (4) 監視室に監督員等が不在の場合は班長若しくは所属長に連絡し指示を受けること。
 - (5) 保守点検を実施している施設で緊急事態が発生している場合には、監督員等からの指示により配置可能な人員を現場に配置し現場の状況を把握すること。その結果を監督員等に連絡し、連携して復旧に努めること。
 - (6) 雨水ポンプ運転が必要となる降雨が観測、又は予測された場合は、監督員等に降雨予測や周辺水位などの状況を報告し、その指示により、運転操作補助員への連絡等を行い円滑なポンプ運転を行うための情報連携を行うこと。
- 4 地震、火災、津波、集中豪雨、浸水、停電など自然災害や重大事故が発生した場合には、配備可能な人員の安否確認を行い、作業員を当該施設に配置し、その結果を監督員等に直ちに連絡すること。配置完了後は監督員等の指示により次の業務を行うこととする。この対応によって生じた費用については契約変更等の対象とする。
- (1) 被災施設の状況を調査しその内容について監督員等に連絡すると同時に事後、報告書を提出すること。監視室と現場の交信記録メモを監視室に保管しておくこと。報告書を提出した後はこの限りではない。
 - (2) 汚水や雨水の揚水機能を確保することを最優先に監督員等と連携して応急復旧に努める。
 - (3) 被災した施設の電源を遮断するなど、安全を確保した後、室内、手摺、機械設備、電気設備などの汚染を除去し、簡易洗浄等を実施する。
- 5 受託者は年に一度下水道河川局で行う災害発生時に適切な業務の執行及び早期の復帰作業を目的とした訓練（呼称BCP：下水道業務継続計画）に参加を行うこと。
- 6 受託者は、前各項の緊急事態の報告を速やかに書面をもって行うこと。

（引継および定例会）

第9条 業務従事者の交替に際しては、適正・確実に事務引継を行い、運転機能の向上維持に万全を期すこと。本市との定例会は祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く月曜日から金曜日の8時40分及び16時45分とし、業務責任者及び当直担当者が出席すること。

（勤務者の配置）

- 第10条 受託者は、浄化センター等の運転、保守点検等を適正に実施するために必要な有資格者（第11条）を配置すること。
- 2 受託者は業務遂行に支障をきたさないよう必要な人員を常に確保し、勤務させること。
 - 3 従業員が監督員等の職務執行を妨げ、又はその指示に従わず、業務遂行上著しく不相当と認められる場合、本市は受託者に対して当該従業員の変更を指示することができる。

（有資格者の選任）

第11条 受託者は、本業務の実施に必要な次に掲げる有資格者を選任し、本市の承諾を得

なければならない。

- (1) 下水道処理施設維持管理資格者（下水道法第22条第2項の有資格者）
- (2) 第2種酸素欠乏危険作業主任者又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (3) 危険物取扱者（乙種4類）又は（甲種）
- (4) 玉掛け技能講習終了者
- (5) 床上操作式クレーン運転技能講習終了者
- (6) 電気工事士
- (7) その他業務の履行上必要な資格者

第 2 章 業務要領

(業務予定表等)

- 第 1 2 条 受託者は毎月 25 日までに翌月の勤務表・作業予定表等（以下「業務予定表」という。）を提出し、監督員等と協議しなければならない。
- 2 受託者は、月替わり後、速やかに前月の月次報告書を提出しなければならない。
 - 3 受託者は、（監督員等と協議して）決定した業務予定表に従い、誠実・確実にその業務を履行しなければならない。

(機器の点検整備結果)

- 第 1 3 条 点検の結果、異常を発見した場合には、直ちにその状況を監督員等に報告し、ストックマネジメントデータベースへ入力し、その対応を協議し、指示に従うこと。

(業務従事者の研修)

- 第 1 4 条 受託者は、業務従事者の研修を行い、業務に関する技術上の知識及び技能の修得に努めなければならない。

(作業内容の変更)

- 第 1 5 条 本市は、機器の修理等のため一時的に機器の運転を停止しようとする場合には、受託者にその旨を通知しなければならない。

(施設への立入禁止)

- 第 1 6 条 受託者は、本市の管理する施設のうち、業務実施上必要と認める場所以外の施設に無断で立ち入ってはならない。

(修理・造作)

- 第 1 7 条 受託者は、点検・整備で発見した不良箇所や故障の発生箇所のうち、備付け工具、支給材料等を用い修理可能なものについては、監督員等の承諾を得て修理すること。但し、緊急を要する場合は応急処置を行った後、監督員等に報告し、その指示に従うこと。
- 2 受託者は、改造工事・修繕・委託等、他の事業者の実施する別途業務に伴う運転方法の変更、及び別途業務の実施に必要な軽易な造作は、監督員等と協議して実施しなければならない。

(運転記録等)

- 第 1 8 条 受託者は、日常・週例・月例・年次等の点検整備結果に関して本市が下記に定める運転日誌等に所要事項を記入し、運転状況等委託業務に関して、監督員等に速やかに報告しなければならない。
- (1) 運転記録日誌
 - (2) 作業日誌
 - (3) 月次報告書
 - (4) 機械・電気設備点検表
 - (5) その他必要と認める書類

(安全・衛生の確保)

第19条 浄化センター等には多くの機械・電気設備等が設置され、酸素欠乏や有害ガスの発生が起こるおそれのある箇所又は高所危険箇所が多いため、業務実施にあたっては安全の確保に十分留意しなければならない。又、下水の中には種々の細菌や寄生虫卵等が多く含まれているので、衛生には十分留意すること。

(火災の防止)

第20条 受託者は、火元責任者を選び、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

(盗難・事故の防止等)

第21条 受託者は、現場における設備・機器・備品・工具等の盗難、及び不法侵入者の防止、並びに事故の発生を未然に防止するため、十分に監視を行わなければならない。

(門扉の管理)

第22条 施設管理上施錠を要する扉・窓等は使用後に施錠すること。門については、不要時には施錠をするなど、適切に管理すること。

(照明等の管理)

第23条 受託者は照明の点灯などにおいてはできるだけ節電に努め、使用後は消灯すること。また、自動点灯する照明は、点灯時間、消灯時間の調節を行うこと。

(業務完了後新たな受託者に引継ぐ場合)

第24条 受託者は、契約期間満了後に新たな受託者へ引継ぐ場合には施設が正常に稼働するように、本市と協議し、立ち合いのうえ引継ぎを行うこと。

第 3 章 その他

(事務室等の使用)

第 25 条 事務遂行に必要な事務室、控室等（以下「事務室等」という。）は、一般仕様書第 2 条第 1 項第 9 号の定めに従い使用承諾、または、変更承諾を得て使用すること。尚、契約期間中は無償で貸与する。

- 2 事務室等の使用期間中に、受託者の不注意で汚損等があった場合は、受託者の費用で直ちに修復しなければならない。
- 3 事務室等の使用に伴う光熱水費は無償とするが、その使用を必要とする器具については事前に機器使用願等を提出し監督員等の承諾を得ること。又、変更する場合も同様とし、その使用にあたっては節約に努めなければならない。
- 4 受託者が運転管理業務以外に、必要とする電話は受託者の責任と負担にて設置しなければならない。

(完成図書・工具の貸与・備品の整理)

第 26 条 業務履行上必要と認めた完成図書・特殊工具・特殊試験器具等は本市が貸与する。なお、貸出の際に遅滞なく借用書を提出しなければならない。

- 2 受託者は、貸与された物品について台帳を作成し、その保管状況を常に把握し責任をもって適正な維持管理を行わなければならない。
- 3 貸与品を受託者の帰責事由により損傷・盗難・紛失等した場合は、受託者がこれを直ちに修理又は弁済しなければならない。
- 4 保守点検整備・小修理に必要な小型工具類や測定器具類等は、原則として受託者の負担とする。

(事務用品等)

第 27 条 業務処理に必要な事務器具・事務用品は、第 29 条に掲げる支給品を除いて受託者の負担とする。

(従業員の服装等)

第 28 条 受託者は、従業員に統一した制服を着用させ、受託者の職員であることを明示する社章名札等を着けさせ、従業員であることを明確にすること。

- 2 業務従事者は、作業上義務付けられた保護具、ヘルメット、作業服及び作業靴（安全靴）等の使用着用を怠ってはならない。

(負担区分)

第 29 条 業務上必要とする次の経費は本市が負担（支給）する。なお、その受渡し及び取扱いは本市の指示に従い適正に実施すること。

- (1) 光熱水費（電気・水道・ガス）
- (2) 作業用薬品等
- (3) 潤滑油類等（補充及び交換用のオイル・グリース等）
- (4) 作業用燃料等（雨水ポンプ等・発電機）
- (5) 塗装材料等（補修用塗料等）
- (6) 報告記録用紙等（市所定書式用紙）

(7) 特殊工具・器具等

(8) そのほか本市が必要と認めるもの

- 2 受託者は、電力、用水等の使用に際しては、常に省エネルギーの見地から節約に努めること。

(雑則)

第30条 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても浸水の防除、生活環境改善、公共用水域の水質保全等の市民生活、社会活動上重要不可欠な公共施設である認識を常に持ち、運転管理上当然必要な業務は良識ある判断に基づいて、これを誠実、确实に行わなければならない。又、受託者は、円滑な事務事業の遂行を実施するため常に関係業者と緊密な協力体制で臨むこと。

(規律維持)

第31条 受託者は本業務処理に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

(疑義等)

第32条 本仕様書に疑義を生じた場合には、両者協議のうえ定めるものとする。

(喫煙)

第33条 受託者は各機場の敷地内では喫煙しないこと。

(その他関係業務への協力)

第34条 受託者は管路調査等その他関係業務により、各ポンプ場の送水停止及び管底運転等が必要な場合は協力すること。

第 4 章 特記事項

(業務詳細内容)

第 35 条 受託者の行う業務詳細は次のとおりとする。

1 岡東浄化センター水処理施設ほか 運転操作監視業務 (夜間)

(1) 業務時間 16時45分から翌日8時45分まで

(2) 各機器の運転操作、保守点検及び監視業務

ア 岡東浄化センター監視室にて、当直者がCRT監視装置を用い、監督員等の指示等によって送気量の増減・汚水揚水量・返送汚泥量・余剰汚泥量の引抜き量調整等、水処理設備機器の運転操作及び監視業務を行い、適正で安定した水処理を行い、良好な放流水質の維持に努めること。

イ 遠制装置で雨水排水機場、汚水中継ポンプ場の機器(雨水・汚水ポンプ等)の運転操作、監視、記録、そのほか必要業務を行うこと。

ウ 電気・計装設備機器の操作・監視受電設備の監視、受電盤・監視盤現場盤の監視等及び計装設備の調整等を行い、水処理施設及び汚泥処理施設の適正な維持管理に努めること。

エ 浄化センター等(岡東浄化センターを除く)、農業集落排水処理施設からの故障通報装置(コルソス等)の通報対応を行い、状況確認や監督員等へ連絡し報告を行うこと。

オ 受託者は適正に業務を実施するために、浄化センター等の運転操作、保守点検及び監視装置による監視操作を行う際には十分な経験を有する者を配置すること。

(3) その他 各種日誌等の記録・整理

(4) 巡回時間(原則) 19:00～21:00(水処理施設、機械濃縮設備)

但し、緊急時等は除く。

2 岡東浄化センター水処理施設ほか 運転操作監視業務 (昼間)

(1) 業務時間 8時30分から17時00分まで

(2) 業務内容は、第35条第1項の(1)、(2)、(3)の業務及び最終沈殿池各池の汚泥界面の測定業務(原則として午後)を行い記録、監視制御設備への入力を行うこと。

(3) 日報の入力、プリントアウトを行うとともに維持管理担当者と連携を図り円滑な業務遂行を実施すること。

(4) その他維持管理に必要な事項及び監督員等が指示した事項。

3 岡東浄化センター汚泥処理施設 運転操作業務

(1) 業務時間 8時30分から17時00分まで

(2) 対象施設

岡東浄化センター第2脱水機棟(遠心脱水機ほか)常時運転

岡東浄化センター機械濃縮棟常時運転

(3) 脱水機ほか汚泥処理各機器の運転操作・監視

適切な脱水運転・監視を行い脱水ケーキの含水率低下を図り、電力・薬剤の効率的な使用に努力すること。

(4) 汚泥処理各施設の運転記録・日誌の整理及び巡視

(5) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の入力及び運搬業者への交付業務

(6) 脱水運転及び作業は、監督員等の指示により行うものとする。

4 岡東浄化センター水処理施設ほか 維持管理（保守点検を含む）業務

(1) 業務時間 8時30分から17時00分まで

(2) 対象施設

岡東浄化センター水処理施設（No.1～No.8池）

（放流水排水基準）

- ・BOD 15mg/L
- ・COD 160mg/L（日間平均120）
- ・SS 40mg/L
- ・T-N 20mg/L
- ・T-P 2mg/L
- ・PH 5.8～8.6

岡東浄化センター汚泥処理施設（遠心脱水機ほか）

(3) 水処理設備全ての運転管理調整及び維持管理

水処理運転を監督員等の指示等により揚水量・送気量の増減、返送、余剰汚泥量、濃縮汚泥搬出量や各ゲートの調整など、機器運転・操作調整業務を行い、適正で安定した水処理を行い、良好な放流水質の維持に努めること。

(4) 対象施設の保守管理

保守管理を行う機器は、本市が定める点検表により行う。

（保守管理は、機械・電気設備の定期点検、計器の保守点検、給油等）

- ア 日常点検は、時間を決めて運転状態の設備・機器を巡回し、異常の有無を確認し結果は日常点検表に記録する。
- イ 定期点検は、月に一度時間を決めて機器等の摩耗・劣化等を、設備・機器を巡回し、停止機器は試運転を実施し、異常の有無を確認すること。点検結果は、月例点検表に記録する。

(5) 異常時の処置

- ア 点検により発見した異常・故障は直ちに点検表等に記録し、監督員等に報告する。尚、軽微な異常・故障等は監督員等と協議し対処する。

(6) 日常作業そのほか必要業務

- ア し渣・スカム等の除去及び沈殿池越流水路・ストレーナ等の清掃
直接又は、間接的に放流水の水質に影響を与えるし渣・スカムなどの除去及び沈殿池越流水路やストレーナ等の清掃作業を行い、放流水質の安定に努める。
- イ 地下タンクの定期自主点検
年に一度、関係法令に基づいた地下タンクの自主点検を行い、監督員等に報告すること。
- ウ 第二種圧力容器の定期自主点検
年に一度、関係法令に基づいた第二種圧力容器の自主点検を行い、監督員等に報告すること。
- エ 機器周辺の整理清掃
- オ 全施設の小修繕
- カ その他 監督員等の指示、協議による業務
（本市リスト表などによるオイル交換等）

- (7) 各種日誌等の記録・整理
受託者は、各種日誌、運転記録等により迅速・正確なデータ整理を実施し監督員等に報告すること。
- (8) 清掃・整理
業務場所を適宜清掃するとともに、物品等は常に整理・整頓し、清潔に努めなければならない。
- (9) 場内門扉等の施錠管理
施設管理上施錠を要する扉、門扉等、又は監督員等が指示する門扉等は、通常作業完了後、又は監督員等の指示時間に施錠、消灯等適正管理に努めること。
- (10) 点検調整周期
点検調整周期は原則として毎日行うが詳細は、監督員等と協議の上決定する。

5 吉井川浄化センター 運転管理（保守点検含む）業務

(1) 対象施設

吉井川浄化センター水処理施設ほか

目標水質（地元協定値）

- ・BOD 5mg/L
- ・COD 9mg/L
- ・SS 5mg/L
- ・T-N 7mg/L
- ・T-P 0.3mg/L
- ・PH 5.8～8.6

(2) 水処理設備全ての運転管理調整及び維持管理

水処理運転を監督員等の指示等により揚水量・送気量の増減、返送、余剰汚泥量、濃縮汚泥搬出量の調整など、機器運転・操作調整業務を行い、適正で安定した水処理を行い、良好な放流水質の維持に努めること。

(3) 対象施設の保守管理

保守管理を行う機器は、本市が定める点検表により行う。

（保守管理は、機械・電気設備の定期点検、計器の保守点検、給油等）

ア 日常点検は、時間を決めて運転状態の設備・機器を巡回し、異常の有無を確認し結果は点検表に記録する。

イ 定期点検は、月に一度時間を決めて機器等の摩耗・劣化等を、設備・機器を巡回して停止機器は試運転を行い、異常の有無を確認し結果は、点検表に記録する。

(4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の入力及び脱水ケーキ運搬業者への交付業務

(5) 異常時の処置

ア 点検により発見した異常・故障は直ちに点検表等に記録し、監督員等に報告する。尚、軽微な異常・故障等は監督員等と協議し対処する。

(6) 日常作業そのほか必要業務

- ア UV・N-P計の調整及び清掃
- イ し渣除去作業
- ウ 最終沈殿池のスカム除去

- エ 月例での各機器の切り替えやストレーナ等の清掃
- オ 第二種圧力容器の定期自主点検
年に一度、関係法令に基づいた第二種圧力容器の自主点検を行い、監督員等に報告すること。
- カ 全施設の小修繕
- キ その他 監督員等の指示する作業（本市リスト表などによるオイル交換等）
- (7) 各種日誌等の記録・整理
受託者は、各種日誌、運転記録等により迅速・正確なデータ整理を実施し監督員等に報告すること。
- (8) 各種薬品管理（無機系塩素薬剤）
- (9) 水質日常試験
正常な水処理・汚泥処理施設の運転調整の指標とするため試験を行い記録する。
（水質試験は測定機器により行うこと。測定機器の校正を行い、正常な指示であるか確認して使用のこと。）
測定項目
 - ・ 流入水 気温、水温、pH
 - ・ 反応槽 pH、DO、MLSS、ORP、SV
 - ・ 返送水 RSSV
 - ・ 放流水 透視度、残留塩素
- (10) 清掃・整理
業務場所を適宜清掃するとともに、物品等は常に整理・整頓し、清潔に努めなければならない。
- (11) 場内門扉等の施錠管理
施設管理上施錠を要する扉、門扉等、又は監督員等が指示する門扉等は、通常作業完了後、又は監督員等の指示時間に施錠、消灯等適正管理に努めること。
- (12) 点検調整周期
点検調整周期は原則として週6回行うが詳細は、監督員等と協議の上決定する。

6 中原浄化センター 運転管理（保守点検含む）業務

- (1) 対象施設
中原浄化センター水処理施設ほか
（放流水排水基準）
 - ・ BOD 15mg/L
 - ・ SS 40mg/L
 - ・ T-N 20mg/L
 - ・ T-P 2mg/L
 - ・ PH 5.8～8.6
- (2) 水処理設備全ての運転管理調整及び維持管理
水処理運転を監督員等の指示等により送気量の増減、返送・余剰汚泥量・濃縮汚泥搬出量の調整等、機器運転・操作調整業務を行い、適正で安定した水処理を行い、良好な放流水質の維持に努めること。
- (3) 対象施設の保守管理
保守管理を行う機器は、本市が定める点検表により行う。

- (保守管理は、機械・電気設備の定期点検、計器の保守点検、給油等)
- ア 日常点検は、時間を決めて運転状態の設備・機器を巡回し、異常の有無を確認し結果は点検表に記録する。
- イ 定期点検は、月に一度時間を決めて機器等の摩耗・劣化等を、設備・機器を巡回し停止機器は試運転を実施し、異常の有無を確認し結果は、点検表に記録する。
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の入力及び脱水ケーキ運搬業者への交付業務
- (5) 異常時の処置
- ア 点検により発見した異常・故障は直ちに点検表等に記録し、監督員等に報告する。尚、軽微な異常・故障等は監督員等と協議し対処する。
- (6) 日常作業そのほか必要業務
- ア UV・N-P計の調整及び清掃
- イ し渣除去作業
- ウ 最終沈殿池のスカム除去
- エ 月例での各機器の切り替えやストレーナ等の清掃
- オ 第二種圧力容器の定期自主点検
年に一度、関係法令に基づいた第二種圧力容器の自主点検を行い、監督員等に報告すること。
- カ 全施設の小修繕
- キ その他 監督員等の指示する作業（本市リスト表などによるオイル交換等）
- (7) 各種日誌等の記録・整理
受託者は、各種日誌、運転記録等により迅速・正確なデータ整理を実施し監督員等に報告すること。
- (8) 各種薬品管理（ポリ塩化アルミニウム等）
- (9) 水質日常試験
正常な水処理・汚泥処理施設の運転調整の指標とするため試験を行い記録する。
(水質試験は機械測定により行うこと。ただし常に機械の校正を行い常に正常な指示であるか確認して使用のこと。)
- 測定項目
- ・ 流入水 気温、水温、pH
 - ・ 反応槽 水温、pH、DO、SV、MLSS
 - ・ 返送水 RSSV
 - ・ 放流水 透視度、残留塩素
- (10) 清掃・整理
業務場所を適宜清掃するとともに、物品等は常に整理・整頓し、清潔に努めなければならない。
- (11) 場内門扉等の施錠管理
施設管理上施錠を要する扉、門扉等、又は監督員等が指示する門扉等は、通常作業完了後、又は監督員等の指示時間に施錠、消灯等適正管理に努めること。
- (12) 点検調整周期
点検調整周期は原則として週3回行うが詳細は、監督員等と協議の上決定する。

7 岡東浄化センターポンプ場 施設維持管理（保守点検及び現場運転）

(1) 対象施設

岡東浄化センターポンプ場（雨水排水機場）

(2) 雨水排水ポンプ設備運転

雨水ポンプ運転を監督員等の指示等により、排水運転を行い規定水位内維持に努めること。

(3) 対象施設の保守管理

保守管理を行う機器は、本市が定める点検表により行う。

（保守管理は、機械・電気設備の定期点検、計器の保守点検、給油等）

ア 日常点検は、時間を決めて運転状態の設備・機器を巡回し、異常の有無を確認し結果は点検表に記録する。

イ 定期点検は、月に一度時間を決めて機器等の摩耗・劣化等を、設備・機器を巡回し停止機器は試運転を実施し、異常の有無を確認し結果は、点検表に記録する。

(4) 異常時の処置

ア 点検により発見した異常・故障は直ちに点検表等に記録し、監督員等に報告する。尚、軽微な異常・故障等は監督員等と協議し対処する。

(5) 日常作業そのほか必要業務

ア 沈砂・し渣等の除去

直接又は、間接的に雨水排水に影響を与えるし渣・沈砂等の除去を行う。また、ホッパー等の貯留状況を確認の後、搬出の予定を監督員等に連絡し、搬出に立会する。

イ 地下タンクの定期自主点検

年に一度、関係法令に基づいた地下タンクの自主点検を行い、監督員等に報告すること。

ウ 第二種圧力容器の定期自主点検

年に一度、関係法令に基づいた第二種圧力容器の自主点検を行い、監督員等に報告すること。

エ 減速機等付属機器のオイル交換（本市リスト表による）

オ その他 監督員等の指示、協議による業務

(6) 各種日誌等の記録・整理

受託者は、各種日誌、運転記録等により迅速・正確なデータ整理を実施し監督員等に報告すること。

(7) 清掃・整理

業務場所を適宜清掃するとともに、物品等は常に整理・整頓し、清潔に努めなければならない。

(8) 場内門扉等の施錠管理

施設管理上施錠を要する扉、門扉等、又は監督員等が指示する門扉等は、通常作業完了後、又は監督員等の指示時間に施錠、消灯等適正管理に努めること。

(9) 点検周期

点検周期は原則として毎日行うが詳細は、監督員等と協議の上決定する。

(10) 受託者は、本市より「岡東ポンプ場遊水池水位管理業務委託（単価契約）」の

発注があった場合はこれを受託すること。

8 平井排水センターほか施設維持管理（保守点検及び現場運転）業務

(1) 対象施設

雨水排水機場 平井排水センター、金岡ポンプ場（雨水）、兼基ポンプ場、瀬戸雨水ポンプ場
汚水中継ポンプ場 平井ポンプ場、金岡ポンプ場（汚水）、政津ポンプ場、倉富ポンプ場、桑野ポンプ場、上道ポンプ場

(2) 雨水排水ポンプ設備運転

浸水及び災害の恐れがある場合、雨水ポンプ等の運転を行い、各機場での運転が必要な場合は、各機場において運転し浸水防除を行う。

(3) 対象施設の保守管理

保守管理を行う機器は、本市が定める点検表により行う。

（保守管理は、機械・電気設備の定期点検、計器の保守点検、給油等）

ア 日常点検は、時間を決めて運転状態の設備・機器を巡回し、異常の有無を確認し結果は点検表に記録する。

イ 定期点検は、月に一度時間を決めて機器等の摩耗・劣化等を、設備・機器を巡回し停止機器は試運転を実施し、異常の有無を確認すること。点検結果は、点検表に記録する。

(4) 異常時の処置

ア 点検により発見した異常・故障は直ちに点検表等に記録し、監督員等に報告する。尚、軽微な異常・故障等は監督員等と協議し対処する。

(5) 日常作業そのほか必要業務

ア 沈砂・し渣等の除去

直接又は、間接的に雨水排水に影響を与えるし渣・沈砂等の除去を行う。また、ホッパー等の貯留状況を確認の後、搬出の予定を監督員等に連絡し、搬出に立会する。

イ 地下タンクの定期自主点検

年に一度、関係法令に基づいた地下タンクの自主点検を行い、監督員等に報告すること。

対象施設 平井排水センター、金岡ポンプ場、兼基ポンプ場、政津ポンプ場、瀬戸雨水ポンプ場

ウ 第二種圧力容器の定期自主点検

年に一度、関係法令に基づいた第二種圧力容器の自主点検を行い、監督員等に報告すること。

対象施設 平井排水センター、金岡ポンプ場、兼基ポンプ場、瀬戸雨水ポンプ場

エ 減速機等付属機器のオイル交換（本市リストによる）

オ その他 監督員等の指示、協議による業務

(6) 各種日誌等の記録・整理

受託者は、各種日誌、運転記録等により迅速・正確なデータ整理を実施し監督員等に報告すること。また、上道ポンプ場の運転データについては、各月毎に整理したうえで翌月にデータファイルとして提出すること。

(7) 清掃・整理

業務場所を適宜清掃するとともに、物品等は常に整理・整頓し、清潔に努めなければならない。

(8) 場内門扉等の施錠管理

施設管理上施錠を要する扉、門扉等、又は監督員等が指示する門扉等は、通常作業完了後、又は監督員等の指示時間に施錠、消灯等適正管理に努めること。

(9) 点検周期

点検周期は原則として下記とするが詳細は、監督員等と協議の上決定する。

雨水排水機場	平井排水センター、金岡ポンプ場（雨水）	週 2 回以上
雨水排水機場	兼基ポンプ場、瀬戸雨水ポンプ場	2 週 1 回以上
汚水中継ポンプ場	平井ポンプ場、金岡ポンプ場（汚水）、 政津ポンプ場、倉富ポンプ場 桑野ポンプ場、上道ポンプ場	週 2 回以上 月 1 回以上

9 水質分析業務

(1) 業務時間 8時30分から17時00分まで

(2) 岡東浄化センター場内サンプリング

ア 流入水（サンプラー設置・回収）

イ 各池反応槽（前段・後段好気槽）における処理水及び各池の返送汚泥

ウ 放流水及び各池の最初沈殿池、最終沈殿池における処理水

エ 機械濃縮（投入汚泥、濃縮汚泥、分離液）

オ 脱水ケーキ（投入混合濃縮汚泥、脱水ケーキ、脱水ろ液）

上記のサンプリングを行う周期は原則として下記とするが詳細は、監督員等と協議の上決定する。

ア 流入水 月 1 回

イ 各池における処理水等 週 3 回

ウ 放流水等 週 2 回

エ 機械濃縮 週 1 回

オ 脱水ケーキ 週 1 回

(3) 水質分析試験

各処理場のサンプリングろ過、流入コンポジット作成、pH、BOD、COD、SS、透視度、T-N、T-P、NH₃-N、NO₃-N、PO₄-P、細菌試験、SV、MLSS、RSSS、TS、VTS試験を原則として週 5 日行う。

(4) 水質試験試薬類・資機材整備

ア SS濾紙採番、乾燥放冷、保管

イ 蒸発皿洗浄・乾燥・放冷

ウ 細菌試験用希釈水準備（試験管分注、高圧滅菌放冷、冷蔵保存）

エ 細菌試験用ディスポチップ高圧滅菌・保管

オ 細菌試験用採水瓶準備（ハイポ入れ、高圧滅菌）

カ COD関係試薬調製（硫酸1+2、硝酸銀20%、過マンガン酸カリウム溶液・しゅう酸溶液（市販品）補充等）

キ COD廃液処理（スラッジ乾燥、保管）

ク pH計校正、内部液調製・補充

ケ 全窒素分解液、pH調整液（塩酸1+16）、全リン分解液、リン発色試薬調製
コ 乾燥剤（シリカゲル）乾燥管理
サ ピペット洗浄機によるピペット洗浄

上記の作業を行う周期は原則として週5日とするが詳細は、監督員等と協議の上決定する。

(5) サンプル瓶洗浄・乾燥・片付け（原則週5日）

(6) 岡東浄化センター場外処理場のサンプル持ち帰り

週に1回、下記の処理場へ行き、採取済みサンプルを持ち帰ると同時に次回サンプル用の容器を届けること。

ア 建部浄化センター 岡山市北区建部町中田722-1

イ 野々口浄化センター 岡山市北区御津野々口973

ウ 御津中央浄化センター 岡山市北区御津宇垣1978

(7) その他水質分析に必要な事項及び監督員等が指示した事項

第 5 章 施設概要

(施設概要)

第 36 条 岡東浄化センター

- ・ 処 理 区 岡東処理区 (旭川以東)
- ・ 処 理 能 力 63, 280 m³/日
- ・ 排 除 方 式 分流式
- ・ 水処理方式 ステップ流入式多段硝化脱窒法+凝集剤添加

1 第 1 ポンプ設備

主要機器仕様

水中汚水ポンプ (着脱式) φ300×12m ³ /分×55kW	2 台
電動ホイス	1 基

2 第 2 ポンプ設備

主要機器仕様

汚水ポンプ	2 台
形 式	立軸渦巻斜流ポンプ (クローズドピット式)
ポンプ口径	吸込 800 mm×吐出 800 mm
吐 出 量	87 m ³ /min
全 揚 程	19 m
原動機出力	400 kW (回転数制御)
流入ゲート	4 門
粗目スクリーン	2 台
高圧水ポンプ	多段渦巻ポンプ φ60×80×15kW
吊り上げ設備	1 式
床排水ポンプ	水中汚水ポンプ φ60
	2 台

3 スクリーン設備

主要機器仕様

微細目自動除塵機	裏がき連続式自動除塵機	
	水路幅1500W×水路深さ3000H×目幅7mm	0.4kW 3 台
しき洗浄機	機械攪拌式	5.5kW+0.75kW 1 台
しき脱水機	スクリー式	7.5kW+0.4kW 1 台
しき搬出機	トラフ形ベルトコンベア	600W×9000L 1.5kW 1 台
しきホッパー	電動開閉式	1.5kW×2 1 台
給水ユニット	圧力タンク式給水ユニット (並列交互)	3.7kW×2 1 台
床排水ポンプ		2 台
スクリーン水路流入ゲート		2 門
吊上装置		1 式

4 最初沈殿池設備

No. 1 ~ No. 2 池

形 状	巾8.30m×長32.50m×深3.00m
能 力	水面積負荷 35m ³ /m ² ・日 沈殿時間 2.0時間
計画汚泥	汚泥濃度 2.0%

No. 3 ~ No. 8 池

形状	巾4.80m×長13.00m×深3.00m	
能力	水面積負荷 50m ³ /m ² ・日	沈殿時間 約1.5時間
計画汚泥	汚泥濃度 2.0%	
主要機器仕様		
No. 1～No. 2 池		
汚泥かき寄せ機	チェーンフライト式	
	巾4.0m×長32.5m×高3.0m×0.75kW	2基
	巾4.0m×長32.5m×高3.0m×1.5kW	1基
初沈汚泥ポンプ（吸込スクルー付）	φ100×0.6m ³ /分×3.7kW	2台
初沈スカム移送ポンプ（　〃　）	φ100×0.9m ³ /分×5.5kW	2台
スカムスキマー	フロート式（自動運転） 巾約4.0m	2基
No. 3～No. 8 池		
汚泥かき寄せ機	チェーンフライト	
	巾4.8m×長13.0m×高3.0m×0.75kW	6基
初沈汚泥ポンプ（吸込スクルー付）	φ100×0.6m ³ /分×5.5kW	4基
初沈スカム移送ポンプ（　〃　）	φ150×2.0m ³ /分×11.0kW	2台
初沈スカムスキマー	フロート式（自動運転） 巾約4.0m	6基
バイパススクリーン	脱水機機構付ドラム状スクリーン	
	処理量27.8m ³ /分×目幅7mm×2.2kW	1基
初沈搬入用チェーンブロック	ギヤードトルリ付チェーンブロック	
	定格荷重 1.0t×揚程11m	1台
5 反応タンク設備		
No. 1～No. 2 池		
形状	巾8.2m×長77.3m ×深5.2m	
能力	5,300m ³ /日×2池	
水処理方式	ステップ流入式多段硝化脱窒法+凝集剤添加	
No. 3～No. 8 池		
形状	（1池あたり）巾15.2m×長 9.7m×深6.0m（嫌気前段）、 巾15.2m×長14.6m ×深6.0m（嫌気後段）、 巾15.2m×長14.6m×深6.0m（好気前段）、 巾15.2m×長22.0m ×深6.0m（好気後段）	
能力	8,780m ³ /日×6池	
水処理方式	ステップ流入式多段硝化脱窒法+凝集剤添加	
主要機器仕様		
No. 1～No. 2 池		
No. 1 池 散気装置	風量 0～70Nm ³ /hr枚× 18枚/池	超微細気泡散気装置
No. 2 池 散気板	風量 60～120Nm ³ /分枚×12枚/池	超微細気泡散気装置
嫌気槽用水中攪拌機（1）	水中機械式 設置水深 5.0m 2.2k	8台
嫌気槽用水中攪拌機（2）	水中機械式 設置水深 5.0m 3.7k	2台
曝気風量調節弁	電油操作式バタフライ弁	
	φ125mm×0.63kgf/cm ² 0.4kW	2台
No. 3～No. 8 池		
嫌気槽用水中攪拌機（1）	水中機械式 攪拌容量854m ³	

	設置水深 5.5m 7.5kW	4 台
好気槽用水中攪拌機 (1)	水中機械式 送気量14.2m ³ /分	
	設置水深 5.5m 15kW	3 台
嫌気槽用水中攪拌機 (2)	水中機械式 攪拌容量1,285m ³	
	設置水深 5.5m 11kW	4 台
好気槽用水中攪拌機 (2)	水中機械式 送気量21.2m ³ /分	
	設置水深 5.5m 22kW	3 台
嫌気槽用攪拌機 (前段)	双曲面攪拌機 攪拌容量854m ³ 3.75kW	3 台
嫌気槽用攪拌機 (後段)	双曲面攪拌機 攪拌容量1285m ³ 5.5kW	3 台
好気槽散気装置 風量	0 ~70Nm ³ /hr枚×14枚/池	
	0~175Nm ³ /hr枚×9枚/池 (超微細気泡散気装置)	各1式
好気槽散気装置 風量	0 ~70Nm ³ /hr枚×14枚/池	
	0~175Nm ³ /hr枚×11枚/池 (超微細気泡散気装置)	各1式
曝気風量調節弁 (1)	電油操作式バタフライ弁 φ125mm×0.63kgf/cm ² 0.4kW	6 台
曝気風量調節弁 (2)	電油操作式バタフライ弁 φ125mm×0.63kgf/cm ² 0.4kW	6 台
池排水ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプ φ150mm×2.5m ³ /分×7m 11kW	2 台
反応槽用床排水ポンプ	水中汚水ポンプ φ 65mm×0.3m ³ /分×13m 2.2kW	5 台
搬出入用クレーン	サスペンション形手動クレーン 定格荷重 1.0t 揚程 4.5m	1 基
曝気装置用吊上装置	電動巻上走行式クレーン 定格荷重 5.0t 揚程11.0m 0.4kW	4 基
曝気装置用移送装置	昇降装置付電動走行台車 定格荷重 5.0t 0.75kW	1 基

6 最終沈殿池設備

No. 1 ~ 2 池

形状	巾8.30m×長45.0m×高3.00m
能力	水面積負荷 25m ³ /m ² ・日 沈殿時間 3.0 時間
計画汚泥	汚泥濃度 0.8%

No. 3 ~ 8 池

形状	巾4.80m×長41.0m×高3.50m (1池あたり3水路)
能力	水面積負荷 15m ³ /m ² ・日 沈殿時間 3.0 時間
計画汚泥	汚泥濃度 0.8%

主要機器仕様

No. 1 ~ No. 2 池

汚泥かき寄せ機	チェーンフライト式 巾4.0m×長45.0m ×高3.0m 0.4kW	2 基
---------	----------------------------------------	-----

	巾4.0m×長45.0m ×高3.0m	0.4kW	2基
返送汚泥ポンプ (吸込スクリー付)	φ150×2.2 m ³ /分	7.5kW	2台
	φ200×4.4 m ³ /分	11kW	1台
余剰汚泥ポンプ (")	φ100×0.8 m ³ /分	5.5kW	2台
スカムスキマー フロート式 (自動運転)	巾約4.0		2基
No.3～No.8池			
終沈汚泥掻き寄せ機	チェーンフライト式		
	巾4.8m×長41m×水深3.5m×速度0.3m/分	7.5kW	18基
グリース給油装置	電動式集中給油式	48cc/分×210kg/cm ²	0.1kW
終沈スカムスキマー	無動力式自動スカムスキマー寸法		
	W400mm×H500mm×L4000mm		18台
返送汚泥ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプ		
	φ150mm×2.2m ³ /分	6m×7.5kW	16台
	φ200mm×3.0m ³ /分	8m×11kW VVVF (No.8池)	2台
余剰汚泥ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプ		
	φ100mm×0.8m ³ /分	6m×2.2kW	6台
終沈スカム移送ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプ		
	φ150mm×2.0m ³ /分	5m×5.5kW	2台
終沈計装用空気圧縮機	電子式パッケージ型	φ10mm×400m ³ /分	3.7kW
終沈計装用除湿器	冷凍式除湿器	空気量 24Nm ³ /h	0.15kW
終沈計装用空気槽	縦型円筒槽	容量 0.7m ³	1基

7 送風機設備

主要機器仕様

送風機	ロータリーブロア	φ200×30m ³ /分×6300mmAq	55kW (回転数制御)	1台
		φ200×30m ³ /分×6100mmAq	55kW	2台
空気ろ過器	湿式・乾式型	90m ³ /分	0.2kW	1基
送風機	歯車増速単段ブロア	300A×110m ³ /分×6300mmAq	160kW	3基
湿式空気ろ過器	回転油膜式	処理風量 200m ³ /分	0.2kW	2台
乾式空気ろ過器	自動巻取型乾曝式	処理風量 200m ³ /分	0.2kW	2台
天井クレーン	クラブ式天井クレーン (手動式)	定格荷重5.0t		1基
冷却水ポンプ	片吸込渦巻きポンプ	φ40mm×0.12m ³ /分	25m 1.5kW	2台
床排水ポンプ	水中汚水ポンプ	φ65mm×0.3m ³ /分	10m 1.5kW	2台
冷却塔	超低騒音型	20冷却トン	0.75kW	1基
高架水槽				1槽

8 消毒設備

注入率 平均 3 mg/l (処理状況に応じて)

主要機器仕様

次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ				
	φ20×0.1m ³ /分	5kgf/m ²	×0.2kW (ストローク制御)	2台
	φ20×0.8m ³ /分	5kgf/m ²	×0.2kW (ストローク制御)	3台
貯留タンク	FRP製円筒形	有効容量4.5m ³		2基

9 薬注設備

メタノール注入率 平均60mg/l (処理状況に応じて)

凝集剤 (ポリ硫酸第2鉄) 添加率 平均30mg/l

主要機器仕様

メタノール貯留タンク	横型円筒槽 容量7.6m ³ 最大貯留量6.0m ³	3基
メタノール注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ φ20mm×1.9l/分×0.2kW	8台
凝集剤貯留タンク	FRP製円筒槽 容量7.1m ³ 最大貯留量6.0m ³	2基
	FRP製円筒槽 最大貯留量8.0m ³	1基
凝集剤注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ φ20mm×0.66l/分×0.2kW	8台
機器点検用チェーンブロック	手動式チェーンブロック 定格荷重2.8t 揚程3m	1台

10 汚泥濃縮設備

処理固形物量 1.81t×2槽 濃縮汚泥濃度 2.5% (混合汚泥)

主要機器仕様

汚泥濃縮槽	φ9000×5000	2基
	φ10000×4000	1基
濃縮汚泥かき寄せ機	中央駆動懸垂形 周速度約2~3m/min×0.4kW	2基
	” 掻き寄せ速度約2~3m/min×0.4kW	1基
濃縮汚泥引き抜き弁	電動外ネジ形仕切弁 φ200×0.4kW	2台
電動式偏心構造弁	φ200×0.4kW	1台
濃縮汚泥ポンプ	横軸無閉塞汚泥ポンプ φ100mm×0.9m ³ /h×15kW	2台
	吸い込みスクリー付汚泥ポンプ φ100mm×1.0m ³ /min×11kW	1台
濃縮汚泥濃度	4.0~5.0% (余剰汚泥)	

機械濃縮棟設備主要機器

濃縮前汚泥貯留槽攪拌機	立型ミキサ 羽根径φ1,500×軸長3,300×5.5kW 回転数40.7min ⁻¹	2基
余剰汚泥供給ポンプ	一軸ねじ式汚泥ポンプ φ125×10~30m ³ /h×20m×7.5kW (VVVF)	2台
	一軸ねじ式汚泥ポンプ φ125×30m ³ /h×20m×7.5kW (VVVF)	1台
機械濃縮機	ベルト型ろ過濃縮機 処理量20m ³ /h 総合出力2.65kW	1基
	ベルト型ろ過濃縮機 処理量30m ³ /h 総合出力3.7kW	1基
機械濃縮汚泥貯留槽攪拌機	立型ミキサ 羽根径φ2,000×軸長3,300×5.5kW 回転数24.6min ⁻¹	2基
濃縮汚泥移送ポンプ	一軸ねじ式汚泥ポンプ φ100×9m ³ /h×20m×5.5kW	2台

薬品定量フィーダ	可変連続定量供給機 供給量最大1.0L/mim	
	ホッパ容量 300L 0.2kW×4P	2台
薬品溶解タンク	立型攪拌槽14m3	2基
薬品出口弁	空気作動式ダイヤフラム弁 (逆作動式)	
	φ100mm×0.098MPa	2台
薬品供給ポンプ	一軸ねじ式ポンプ	
	φ20×1.33~6L/mim×20m×0.4kW (VVVF)	2台
	一軸ねじ式ポンプ	
	φ20×4.5L/mim×20m×0.75kW (VVVF)	1台
計装用空気圧縮機	可搬式空気圧縮機 240L/mim×0.93MPa×2.2kW	2台
除湿器	冷凍式除湿機 830L/mim×0.93MPa×0.25kW	1台
空気槽	立型円筒槽 容量0.6m3 貯留圧力0.83MPa	1基
機械濃縮棟高架水槽	FRP製パネルタンク 有効容量15m ³	
	幅3m×長さ3m×高さ2m	1基
機械濃縮棟揚水ポンプ	方吸込渦巻ポンプ	
	φ80mm×0.7m3/mim×30m×7.5kW	2台
余剰汚泥投入弁	φ200mm×0.098MPa×0.4kW	1台

11 汚泥脱水設備

濃縮汚泥濃度 約3.4% (混合汚泥)

第2脱水機棟設備主要機器

汚泥脱水機	横型連続遠心脱水機 高効率型140.0kW	2基
	30.0m3/h ケーキ含水率 79%以下 (混合汚泥)	
初沈汚泥用スクリーン	脱水機構付裏かきスクリーンユニット 1.8m3/分	1基
余剰汚泥用スクリーン	脱水機構付裏かきスクリーンユニット 0.3m3/分	1基
初沈スカム用スクリーン	脱水機構付裏かきスクリーンユニット3.0m3/分	1基
し渣コンベヤ	トラフ型ベルトコンベヤ 20.0m/分	1台
し渣ホッパー	カットゲート式 約4m3	1基
初沈汚泥移送ポンプ	吸込スクルー付汚泥ポンプ 1.2m3/分	2台
余剰汚泥移送ポンプ	吸込スクルー付汚泥ポンプ 1.6m3/分	2台
重力濃縮汚泥移送ポンプ	吸込スクルー付汚泥ポンプ1.0m3/分	2台
脱水機給泥ポンプ	一軸ねじ式 φ150×18.5kW×45.0m3/h	2台
脱水ケーキ圧送ポンプ	一軸ねじ式 φ200×15.0kW×8.6m3/h	2台
脱水ケーキ投入弁	電動ボール弁 1.5kW	6台
ケーキ貯留ホッパ	カットゲート式 約10m3	6基
薬品溶解タンク	縦型攪拌槽 約15m3	2基
薬品供給ポンプ	一軸ねじ式 φ65×3.7kW×130m3/分	2台
無機凝集剤貯留タンク	縦型攪拌槽 約12m3	1基
無機凝集剤供給ポンプ	ダイヤフラムポンプ φ65×3.7kW×2.1m3/分	2台
脱水機冷却水ポンプ	片吸込渦巻きポンプ φ32×0.75kW×0.1m3/分	2台
脱水機洗浄水ポンプ	片吸込渦巻きポンプ φ50×1.5kW×0.3m3/分	2台
給水ユニット	片吸込渦巻きポンプ φ80×7.5kW×0.7m3/分	2台
脱水機搬出用クレーン	7.5 t スパン13.1m×揚程12m	1基

薬品搬入用ホイス 活材注入装置	ギヤードトロリ付チェーンブロック 一軸ねじ式ポンプ φ20mm×0.08~0.33m ³ /h×最大2.0MPa×1.5kW×2	1基 1基
--------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	----------

12 場内給水設備

主要機器仕様

原水槽	RC製 有効容量60m ³	2基
消泡水ポンプ	片吸込渦巻ポンプ φ125・150×2.5m ³ /分×22kW	2台
No.1~3原水ポンプ（濾過設備へ）	〃 φ65×0.6m ³ /分×3.7kW	3台
No.4・5原水ポンプ（濾過設備へ）	〃 φ80×1.0m ³ /分×5.5kW	2台
第2ポンプ棟送水ポンプ	φ125×1.8m ³ /分×5.5kW	2台
自動洗浄ストレーナ	φ150×2.5m ³ /分×0.4kW φ80×0.4m ³ /分×0.4kW	2台 2台
ろ過水槽	RC製 有効容量60m ³	1基
	RC製 有効容量100m ³	1基
砂濾過器	形式 移床式上向流連続型	
	能力 500m ³ /日	2基
	能力 1000m ³ /日	1基
給水ユニット（自動）散水用	0.7m ³ /分×5.5kW	1台
給水ユニット（自動）散水設備用	0.1m ³ /分×0.75kW	1台
給水ユニット（自動）散水設備用	0.1m ³ /分×0.75kW	1台

13 脱臭設備

主要機器仕様

（水処理設備用）

脱臭装置	添着活性炭式吸着塔 78m ³ /分	2基
脱臭ファン（初沈用）	FRP製ターボファン 48m ³ /分×200mmAq×3.7kW	1台
〃（エアタン用）	〃 108m ³ /分×200mmAq×5.5kW	1台

（1系列水処理設備用）

脱臭装置	活性炭吸着塔 風量140m ³ /分	1基
脱臭ファン	FRP製片吸込ターボファン 73m ³ /分×210mmAq×5.5kW	1台

（第1ポンプ棟用）

脱臭装置	土壌脱臭床（60m ² ×15m ³ /分）	1基
脱臭ファン	FRP製片吸込ターボファン 15m ³ /分×300mmAq×2.2kW	1台

（機械濃縮棟用）

脱臭機室脱臭ファン	方吸込ターボファン 30m ³ /min×2.2kPa×2.2kW	1台
ミストセパレーター	水平流波形ミストセパレーター 40m ³ /分	1基

（第2脱水機棟用）

充填式生物脱臭塔	角形充填式生物脱臭塔 38/70m ³ /min	1基
活性炭吸着塔	上向流式 角形カートリッジ式	1基
脱臭ファン	FRP製ターボファン 38/70m ³ /min×3.43kPa×4/6.5kW	1台
苛性ソーダ貯留槽		1基

14	電気設備		
	受変電設備		
	引込受電盤、変圧器盤、低圧分岐盤、監視盤、水処理動力制御盤、現場操作盤、非常用自家発電設備（タービン発電機 2000kVA）		各1式
	水処理計装設備		
	DO計、流量計、UV計、N-P計、ORP計、pH計、送風量計、液位計、MLSS計、計装盤		各1式
	監視制御設備		
	CRT、コントローラ、データログ装置、プリンタ（水処理・遠隔操作は2系統、汚泥処理1系統）		各1式
15	その他 建築設備		
	換気設備、空調設備、消防設備、上水給水設備		各1式

第37条 吉井川浄化センター

- ・処理区 吉井川処理区
- ・処理能力 2, 325 m³/日
- ・排除方式 分流式
- ・水処理方式 嫌気・無酸素・好気法

1 建物・用地関係（土木構造物）

主要機器仕様

マンホールポンプ場	φ2400×13492H	1ヶ所
最初沈殿地		143m ³ ×2系列
生物反応槽	嫌気槽	137m ³ ×2系列
生物反応槽	無酸素槽	446m ³ ×2系列
生物反応槽	好気槽	669m ³ ×2系列
最後沈殿地	一方向常流式	569m ³ ×2系列
汚泥貯留槽	矩形貯留槽	104m ³ ×1槽
原水槽	矩形貯留槽	1槽
塩素混和池	水路形式塩素接触タンク	1池

2 機械設備機器類

主要機器仕様

汚水ポンプ	吸込スクリー付水中汚泥ポンプ φ150×2.5m ³ /分 15kw×400V	2台
スクリーンユニット	破碎・洗浄・スクリーン・脱水ユニット 2.5m ³ /分 0.84kw×400V	1基
嫌気槽用水中機械攪拌機	水中機械攪拌式 2.2kW×400V	1台
無酸素用水中機械攪拌機	水中機械攪拌式 2.2kW×400V	2台
好気槽用水中機械攪拌機	水中機械攪拌式 2.75m ³ /分 2.2kW×400V	3台
循環水ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプ φ150×2.4m ³ /分×6m 5.5kW×400V	1台
終沈汚泥掻き寄せ機	チェーンフライト式	

返送汚泥ポンプ	3,300mmW×25,000mm 0.4kW×400V 吸込スクリー付汚泥ポンプ	2台
余剰汚泥ポンプ	φ150×1.7m ³ /分×8m 5.5kW×400V 吸込スクリー付汚泥ポンプ	2台
終沈スカム移送ポンプ	φ100×0.6m ³ /分×4m 1.5kW×400V 吸込スクリー付汚泥ポンプ	1台
汚泥貯留槽攪拌機	φ100×1.0m ³ /分×8m 3.7kW×400V 立型ミキサー φ1200 5.5kW×400V	1台
汚泥供給ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプ φ80×0.3m ³ /分×8m 2.2kW×400V	1台
消泡水ポンプ	水中用水ポンプ φ65×0.5m ³ /分×20m 3.7kw×400V	1台
塩素接触装置	水路設置形 PVC製	1基
メタノール貯留タンク	横型円筒型 (ゴムライニング) 4m ³	1基
メタノール注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ 0.1~0.4m ³ /分 0.2kW×400V	1台
凝集剤貯留タンク	F R P 製円筒槽 4m ³	1基
凝集剤注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ 0.06~1.2m ³ /分 0.2kW×400V	1台
脱臭塔	ファン一体型脱臭ユニット 3m ³ /分×20mmAq 0.4kW×400V	1台
送風機 (小用量)	ルーツ式ブロワ φ100×10m ³ /分 22kW×400V	2台
原水ポンプ	水中揚水ポンプ φ65×0.46m ³ /分 3.7kW×400V	2台
砂ろ過器	着脱式水中汚水ポンプ φ100×0.92m ³ /分 7.5kW×400V	1台
空気圧縮機	移床式上向流連続砂ろ過器 600m ³ /日・基 圧力スイッチ 235m ³ /分×0.83MPa 2.2kw×400V	2基 2台
クリーンセンター給水ユニット	圧力タンク式、水中ポンプ φ32×0.1m ³ /分×40m 2.2kw×400V	1ユニット
活性炭吸着塔	圧力式活性炭吸着塔 0.7m ³ /基×100m ³ /日・基	2基
活性炭吸着塔原水ポンプ	片吸込単段渦巻き形 φ40×0.2m ³ /分×15m 1.5kw×400V	2台
活性炭吸着塔洗浄ポンプ	片吸込単段渦巻き形 φ50×0.3m ³ /分×15m 1.5kw×400V	1台
洗浄ブロワ	ルーツ式ブロワ φ32×0.4m ³ /分 1.5kW×400V	1台
活性炭吸着塔原水タンク	縦型密閉式 φ2020×2085H 5.6m ³	1基
処理水タンク	縦型密閉式 φ2020×2085H 5.6m ³	1基

3 電気設備機器類

引込盤、変圧器盤、低圧配電盤、故障表示盤、UPS 各1式

4 計装設備機器類

DO計、流量計、UV計、ORP計、pH計、送風量計、液位計、MLSS計、計装盤 1式

5 その他 建築設備

換気設備、空調設備、消防設備、上水給水設備、電気設備 各1式

第38条 中原浄化センター

- ・処理区 中原処理区
- ・処理能力 2, 100 m³/日
- ・排除方式 分流式
- ・水処理方式 (高度処理) オキシデーショングイッチ法+凝集剤

1 建物・用地関係

主要機器仕様

オキシデーショングイッチ	馬蹄形無終端水路方式	1,365m ³	2池
最後沈殿地	放射流円形沈殿地	760m ³	2池
濃縮汚泥槽	重力式濃縮槽	9.0m ³	1槽
汚泥貯留槽	矩形貯留槽	75m ³	1槽
返流水ピット	矩形貯留槽	12m ³	1槽
原水槽・処理水槽	矩形貯留槽	175m ³	1槽
塩素接触槽	水路形式塩素接触タンク	22m ³	1槽
凝集剤貯留タンク防液堤			1基
T-N、T-P計廃液槽防液堤			1基
少量危険物置場(軽油)			1棟

2 機械設備機器類

主要機器仕様

スクリーンユニット	円筒スクリーンし渣搬送・脱水機構付自動スクリーン		
	0.75kW×200V×60Hz		1基
グイッチ攪拌機	昇降式水中ミキサー(循環水路用)羽径φ2200mm		
	2.6kW×200V×60Hz		4台
散気装置	吊上式散気装置 7m ³ /時・ヶ 100mm(A)32ヶ/組		2組
曝気ブロワ	ルーツ式ブロワ 吸込側φ125mm 吐出側φ125mm		
	15 kW×200V×60Hz		3台
終沈汚泥掻き寄せ機	中央駆動懸垂形 周速度1.5~2.5m/min		
	0.4kW×200V×60Hz		2台
返送汚泥ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプφ80mm		
	0.8m ³ /min 2.2kW×200V×60Hz		4台
余剰汚泥ポンプ	一軸ねじ式汚泥ポンプφ80mm		
	4.0m ³ /h 2.2kW×200V×60Hz		2台

塩素接触装置	水路設置形 充填量70kg	1 基
雑用水給水ユニット	圧力タンク・水中モーターポンプ φ 50mm 0.3m ³ /min 3.7kW×200V×60Hz	1 台
雑用水ストレーナ	自動洗浄ストレーナ 0.3m ³ /分×0.4kW	1 台
汚泥貯留槽攪拌機	水中ミキサー 羽径φ 220mm 2.8kW×200V×60Hz	1 台
返流水ポンプ	無閉塞形汚泥ポンプ φ 80mm 0.5m ³ /min 3.7kW×200V×60Hz	1 台
脱臭装置	活性炭吸着塔 立方カートリッジ式 20m ³ /分	1 基
活性炭搬出入用チェーンブロック	チェーンブロック 1.0t	1 台
濃縮汚泥かき寄せ機	中央駆動懸垂形 周速度1.5~2.5m/min 0.4kW×200V×60Hz	1 台
濃縮汚泥ポンプ	一軸ねじ式汚泥ポンプ φ 80mm 2.5m ³ /h 1.5kW×200V×60Hz	1 台
分配槽	鋼板製角型 W2000×L4000×H1500	1 基
分配槽可動堰	外ネジ式鋳鉄製可動堰 W300ストローク300	2 基
ディッチ流出可動堰	外ネジ式鋳鉄製可動堰 W1350ストローク400	2 基
連絡ゲート	外ネジ式鋳鉄製丸形手動ゲートφ 400	1 基
流出ゲート	外ネジ式鋳鉄製丸形手動ゲートφ 400	2 基
バイパスゲート	外ネジ式鋳鉄製角形手動ゲート W300×H300	1 基
管廊床排水ポンプ	水中汚水汚物ポンプφ 65×0.2m ³ /分×5m×1.5kW	2 基
最終沈殿池ハブスキマ	円形池用手動式ハブスキマ 槽計φ 14m×ハブ径φ 250mm	2 基
濃縮汚泥槽ハブスキマ	円形池用手動式ハブスキマ 槽計φ 3m×ハブ径φ 250mm	1 基
凝集剤貯留タンク	立形円筒槽 3 m ³	1 基
凝集剤注入ポンプ	ダイヤフラム定量ポンプ 0.05L/分×3kgf/cm ² ×0.1kW	2 台
紫外線消毒装置	消毒対象汚水量 1,000m ³ /日	1 基

3 電気設備機器

引込受電盤、変圧器盤、低圧分岐盤、監視盤、水処理動力制御盤、現場操作盤		各 1 式
自家発電設備	150kVA	1 基

4 計装設備機器類

DO計、流量計、UV計、ORP計、pH計、送風量計、液位計、計装盤、T-N、T-P計		各 1 式
--------------------------------------------	--	-------

5 その他 建築設備

換気設備、空調設備、消防設備、上水給水設備、電気設備		各 1 式
----------------------------	--	-------

第39条 岡東浄化センターポンプ場

- ・計画排水量 34.0m³/s (全体)
- ・雨水排水能力 28.7m³/s (現状)

主要機器仕様

1 ポンプ設備

No.1 雨水ポンプ	立軸斜流ポンプ φ1500×400kW	5.3m ³ /s	1台
No.3 雨水ポンプ	立軸斜流ポンプ φ1800×900PS	7.8m ³ /s	1台
No.4 雨水ポンプ	立軸斜流ポンプ φ1800×640kW	7.8m ³ /s	1台
No.5 雨水ポンプ	立軸斜流ポンプ φ1800×640kW	7.8m ³ /s	1台

2 ゲート設備

主流入ゲート	3,500w×3,000H	1門
排水樋門		1門
その他ゲート		13門

3 雨水ポンプ補機設備

地下重油タンク	30kL	1槽
燃料移送ポンプ	35L/mim×0.3MPa×1.5kW×4P	2台
空気圧縮機	60m ³ /h×3.0MPa×14kW×4P	2台
高架水槽揚水ポンプ	φ150×3.0m ³ /mim×41m×30kW	2台
クーリングタワー揚水ポンプ	φ125×1.5m ³ /mim×32m×15kW	2台
クーリングタワー	1500kJ/min 5.5kW	2台
受水槽・冷却水槽・高架水槽設備		1式

4 除塵機設備

自動除塵機	5500W×5200H×目幅40mm×3.7kW×4P	6台
同上ベルコン	トラフ形ベルトコンベヤ	3台
し渣ホッパ	8.0m ³	2基

5 揚砂機設備

揚砂機	リフト装置付Vバケットカー	1台
沈砂搬出機	フライト付ダブルチェーンコンベヤ	1台
沈砂ホッパ	6.0m ³	1台

6 天井走行クレーン

35/5t×スパン19.7m×揚程16m	1台
----------------------	----

7 電気設備機器

引込受電盤、変圧器盤、低圧分岐盤、監視盤、水処理動力制御盤、 現場操作盤、自家発電設備 (ディーゼル発電機 500kVA)	各1式
------------------------------------------------------------------	-----

8 その他 建築設備

換気設備、空調設備、消防設備、上水給水設備、電気設備	各1式
----------------------------	-----

第40条 平井排水センター

- ・計画排水量 21.978 m³/s (全体)
- ・雨水排水能力 19.55 m³/s (現状)

主要機器仕様

1 雨水ポンプ設備

地蔵川排水ポンプ	立軸斜流ポンプ φ1350×430ps	4.0 m ³ /s	1台
倉安川No.1排水ポンプ	立軸斜流ポンプ φ1350×430ps	4.0 m ³ /s	1台
倉安川No.2排水ポンプ	立軸斜流ポンプ φ1350×251kW	4.0 m ³ /s	1台
幹線No.1雨水ポンプ	立軸斜流渦巻ポンプ φ1000×350kW	2.25m ³ /s	1台
幹線No.5雨水ポンプ	立軸斜流渦巻ポンプ φ1500×1,250ps	5.3 m ³ /s	1台

2 ゲート設備

幹線流入ゲート	3,000w×3,000H	1門
平井排水センター排水樋門	3,140w×3,140H	2門
その他ゲート		24門

3 雨水ポンプ補機設備

地下重油タンク	35kL	1槽
燃料移送ポンプ		2台
空気圧縮機		2台
揚水ポンプ		2台
冷却水ポンプ		4台
受水槽、冷却水槽、高架水槽設備		1式

4 除塵機

河川用自動除塵機	3,500w×4,800H	1.5kW	3台
幹線用自動除塵機	3,500w×6,900H	2.2kW	5台
同上ベルコン			2台
同上スキップホイスト			2台
同上ホッパ			2基

5 沈砂掻揚機設備

沈砂掻揚機	クラブバケット付橋形クレーン	バケット容量0.3m ³	1台
流水トラフ			1基
沈砂搬出機	フライト付ダブルチェーンコンベヤ	3.7kW	1台
沈砂ホッパ	6.0m ³		1台

6 クレーン設備

天井走行クレーン	20/5 t × スパン13.8m × 揚程20.3m	1台
テルハクレーン	5.0172 t	1台

7 電気設備機器

引込受電盤、変圧器盤、低圧分岐盤、監視盤、水処理動力制御盤、

現場操作盤、自家発電設備			各1式
8 その他 建築設備			
換気設備、空調設備、消防設備、上水給水設備、電気設備			各1式
第41条 平井ポンプ場			
・計画揚水量	0.4951	m ³ /s (全体)	
・揚水能力	0.4	m ³ /s (現状)	
主要機器仕様			
1 汚水ポンプ設備			
汚水ポンプ	水中ポンプ	φ200×0.07m ³ /sec	2台
汚水ポンプ	水中ポンプ	φ300×0.13m ³ /sec	2台
自動除塵機設備			2基
し渣破砕機			2台
脱臭設備			1式
電気設備・自家発電設備			1式
流入主ゲートほか			4門
第42条 金岡ポンプ場 (雨水)			
・計画排水量	15.599	m ³ /s (全体)	
・雨水排水能力	8.6	m ³ /s (現状)	
主要機器仕様			
1 雨水ポンプ設備			
No.1雨水ポンプ	立軸斜流ポンプ	φ1000×315kW 2.3 m ³ /s	1台
No.2雨水ポンプ	立軸斜流ポンプ	φ1000×450ps 2.3 m ³ /s	1台
No.3雨水ポンプ	横軸斜流ポンプ	φ1350×750ps 4.0 m ³ /s	1台
2 ゲート設備			
主流入ゲート	3,500w×3,000H		1門
金岡ポンプ場排水樋門	3,000W×3,000H		1門
その他ゲート			11門
3 雨水ポンプ補機設備			
地下重油タンク	20kL		1槽
空気圧縮機			2台
真空ポンプ			2台
4 除塵機			
自動除塵機	3,000w×4,780H 1.5kW		2台
同上ベルコン			3台
し渣ホッパ			1基
5 揚砂機設備			

揚砂機	リフト装置付Vバケットカー	1台
沈砂搬出機	フライト付ダブルチェーンコンベヤ 3.7kW	1台
沈砂ホッパ	6m ³	1台
6 クレーン設備		
天井走行クレーン	15 t	1台
7 電気設備機器		
引込受電盤、変圧器盤、低圧分岐盤、監視盤、水処理動力制御盤、現場操作盤、自家発電設備		各1式
8 その他 建築設備		
換気設備、空調設備、消防設備、上水給水設備、電気設備		各1式

第43条 金岡ポンプ場（污水）

- ・計画揚水量 0.4346 m³/s（全体）
- ・污水揚水能力 0.241 m³/s（現状）

主要機器仕様

1 污水ポンプ設備

污水ポンプ	水中ポンプ φ200×0.07m ³ /sec	2台
污水ポンプ	水中ポンプ φ250×0.11m ³ /sec	2台
し渣破碎機		2台
脱臭設備		1式
流入主ゲートほか		8門

第44条 倉富ポンプ場

- ・計画揚水量 1.367 m³/s（全体）
- ・揚水能力 0.417 m³/s（現状）

主要機器仕様

1 污水ポンプ設備

污水ポンプ	水中ポンプ φ250×0.10m ³ /sec	2台
污水ポンプ	水中ポンプ φ400×0.22m ³ /sec	2台
自動除塵機設備		2基
し渣破碎機		2台
脱臭設備		1式
電気設備、自家発電設備		1式
流入ゲートほか		5門

第45条 政津ポンプ場

- ・計画揚水量 1.733 m³/s（全体）
- ・污水揚水能力 0.792 m³/s（現状）

主要機器仕様

1 污水ポンプ設備

汚水ポンプ	水中ポンプ φ 300×0.19m ³ /sec	2 台
汚水ポンプ	水中ポンプ φ 500×0.41m ³ /sec	1 台
自動除塵機設備		2 基
し渣破碎機		2 台
脱臭設備		1 式
電気設備、自家発電設備		1 式
流入ゲートほか		5 門

第 4 6 条 兼基ポンプ場

- ・計画排水量 5. 1 6 m³/s (全体)
- ・雨水排水能力 2. 5 8 m³/s (現状)

主要機器仕様

1 雨水ポンプ設備

No.1雨水ポンプ	立軸斜流ポンプ φ 1000×260ps 155m ³ /min	1 台
-----------	---------------------------------------------	-----

2 ゲート設備

導水ゲート	放流ゲート	1 門
東畑排水樋門	バイパスゲート	1 門
その他ゲート		4 門

3 雨水ポンプ補機設備

地下重油タンク	3 kL	1 槽
燃料移送ポンプ		2 台
空気圧縮機		2 台
受水槽、冷却水槽、膨張水槽		1 式

4 除塵機

自動除塵機		1 台
同上ベルコン		3 台
し渣ホッパ		1 基

5 クレーン設備

天井走行クレーン		1 台
----------	--	-----

6 電気設備機器

引込受電盤、変圧器盤、低圧分岐盤、監視盤、水処理動力制御盤、現場操作盤		各 1 式
-------------------------------------	--	-------

7 その他 建築設備

換気設備、空調設備、消防設備、上水給水設備、電気設備		各 1 式
----------------------------	--	-------

8 脱臭設備

1 式

9 自家発電設備 1 式

第47条 桑野ポンプ場

- ・計画揚水量 5.5 m³/min (全体)
- ・揚水能力 1.02 m³/min (現状)

主要機器仕様

1 汚水ポンプ設備

- 汚水ポンプ 水中ポンプ φ200×1.02m³/min 2 台
- 電気設備、自家発電設備 1 式
- 流入ゲートほか 3 門

第48条 瀬戸雨水ポンプ場

- ・計画排水量 7.05 m³/s (全体)
- ・雨水排水能力 7.05 m³/s (現状)

主要機器仕様

1 雨水ポンプ設備

- No.1,2雨水ポンプ 水中斜流ポンプ (コラム型)
φ900×106m³/min×5.1m×132kW×14P×96rpm 2 台
- No.3雨水ポンプ 立軸斜流ポンプ (2床式)
φ1,350×211m³/min×5.1m×265kW×1000rpm 1 台

2 ゲート設備

- 流入ゲート 1 門
- No.1,2沈砂池流入ゲート 2 門
- 沈砂池バイパスゲート 1 門
- 吐出井バイパスゲート 1 門
- 放流ゲート 1 門

3 雨水ポンプ補機設備

- 地下タンク 6 kL 1 槽
- 燃料移送ポンプ 3 台
- 燃料小出槽 (エンジンポンプ用) 1 基
- 空気圧縮機 2 台
- 空気槽 1 組
- 受水槽、冷却水槽、膨張タンク 1 式

4 除塵機

- 自動除塵機 2 台
- し渣搬出機 1 基
- し渣コンテナ 3 基

5 沈砂掻揚機設備

- 揚砂ポンプ 2 台
- 沈砂搬出機 1 基

沈砂コンテナ		3 基
6 クレーン設備		
天井走行クレーン		1 台
テルハクレーン		2 台
し渣、沈砂搬出用吊上装置		1 台
その他吊上装置		5 台
7 電気設備機器		
引込受電盤、変圧器盤、低圧分岐盤、監視盤、水処理動力制御盤、 現場操作盤		各 1 式
自家発電設備		1 基
8 その他 建築設備		
換気設備、空調設備、消防設備、上水給水設備、電気設備		各 1 式
第 4 9 条 上道ポンプ場		
・計画揚水量	0. 1 6 1 m ³ / s (全体)	
・汚水揚水能力	0. 0 5 3 m ³ / s (現状)	
主要機器仕様		
1 汚水ポンプ設備		
No. 1, 2汚水ポンプ	水中ポンプ φ 150×3. 2m ³ /min	2 台
除塵機設備		1 基
電気設備		1 式